第5章 協働して守り育てる景観の保全・整備

1. 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定方針

京築地域には、『京築広域景観テーマ協定』において示されているとおり、地域の景観を特徴づける多様な景観資源が分布しており、地域の人々に大切に保全されています。

そこで、これらを地域の景観を物語る上で重要な景観資源として適切に保全し、後世に引き継いでいくため、以下の方針に基づき、景観法に基づく景観重要建造物又は景観重要樹木の指定を行います。

<指定の方針>

京築地域の歴史、文化、自然等から見て、地域固有の歴史を物語る建造物や樹木、伝統 的工法を今に伝える建造物、祭礼行事や伝統文化等地域の歴史や生活文化を今に伝え、人々 に親しまれている建造物・樹木などが数多く存在しています。

このような、地域の景観を物語る上で重要な建造物や樹木について、以下の①~③のいずれかに該当するものについて、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定を行います。

- ①地域の歴史、文化、自然等とともにある景観を特徴づけているもの
- ②地域の歴史や生活文化を今に伝える景観上の価値を有するもの
- ③長い時間をかけて地域住民が大切に保全に取り組み、活用されているもの

2. 広域的な景観形成に重要な公共施設(景観重要公共施設)

(1) 指定の方針

道路、河川等の公共施設は、京築地域の内外を問わず多くの人々が利用する空間であるとともに、地域の景観に対して与える影響も大きい施設です。そのため、京築地域にある公共施設のうち、次のような広域的かつ重要な施設については、景観法に基づく「景観重要公共施設」として指定し、周辺の土地利用や景観との調和を図り、施設周辺を含めた良好な景観形成を誘導します。

<指定の方針>

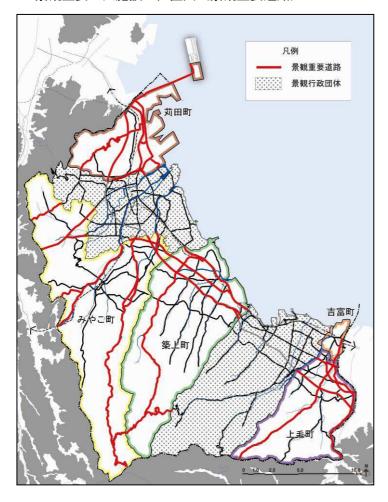
- ①市町を越えて、京築地域内外をつなぐ主な道路
- ②京築地域の谷筋等の特徴的な景観を形成する主な河川、道路

(2) 対象となる施設

対象となる景観重要公共施設は、以下の通りとします。

分類	施設名•路線名	管理者	該当地域
道路	一般国道 10号	国	苅田町、みやこ町、上毛町、 築上町
	一般国道 201 号	玉	対田町、みやこ町
	一般国道 496 号	県	みやこ町
	東九州自動車道	西日本高速道路(株)	苅田町、みやこ町、上毛町、 築上町
	椎田道路	西日本高速道路(株)	みやこ町、築上町
	主要地方道豊前万田線	県	上毛町
	主要地方道吉富本耶馬溪線	県	吉富町、上毛町
	主要地方道門司行橋線	県	苅田町
	主要地方道犀川豊前線	県	みやこ町、築上町
	主要地方道行橋添田線	県	みやこ町
	主要地方道椎田勝山線	県	みやこ町、築上町
	主要地方道苅田採銅所線	県	対田町、みやこ町
	一般県道福土吉富線	県	上毛町
	一般県道新北九州空港線	県	苅田町
	一般県道寒田下別府線	県	築上町
河川	1級河川山国川	玉	吉富町、上毛町
	1級河川友枝川	県	上毛町
	2級河川長峡川	県	対田町、みやこ町
	2級河川今川	県	みやこ町
	2級河川祓川	県	みやこ町
	2級河川城井川	県	築上町
	2級河川佐井川	県	吉富町、上毛町

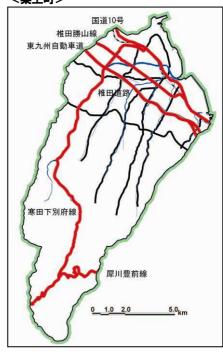
■景観重要公共施設の位置図(景観重要道路)



<苅田町>



<築上町>





<上毛町>



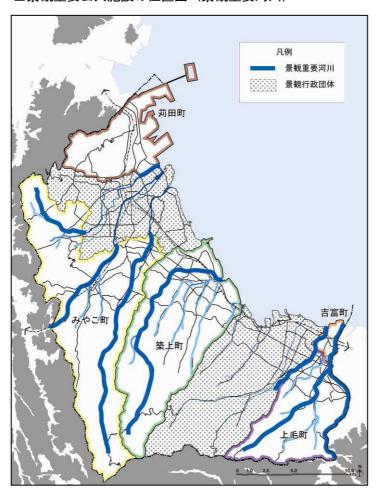
<吉富町>



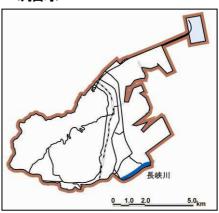
<対象となる施設>

一般国道 10号、一般国道 201号、一般国道 496号、 東九州自動車道、椎田道路、主要地方道豊前万田線、 主要地方道吉富本耶馬溪線、主要地方道門司行橋線、 主要地方道犀川豊前線、主要地方道行橋添田線、 主要地方道椎田勝山線、主要地方道苅田採銅所線、 一般県道福土吉富線、一般県道新北九州空港線、 一般県道寒田下別府線

■景観重要公共施設の位置図(景観重要河川)



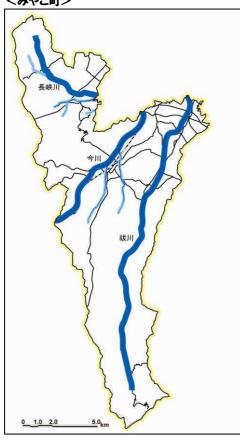
<苅田町>



<築上町>



<みやこ町>





<吉富町>



<対象となる施設>

- 1級河川山国川、1級河川友枝川、2級河川長狭川、
- 2級河川今川、2級河川祓川、2級河川城井川、
- 2級河川佐井川

(3)景観重要道路

京築地域の内外をつなぐ主要な幹線道路から見る景観は、多くの人々の目に触れるものであり、山並み、田園、市街地など人々のいとなみによってつくられていった風景の移り変わりを連続して捉えることができます。

また、地域の特徴的な谷筋をつくり出している河川沿いの道路から見る景観は、通行する 人々に地域の個性や魅力を感じさせるものとなっています。このような道路景観が沿道地域 と一体となって魅力ある良好なものとなるよう、施設整備を適切に行っていく必要がありま す。そのため、市町を越えてつながる道路においては、以下の整備方針に基づき、良好な景 観形成を図っていきます。

【整備方針】

連続した道路景観において、京築地域に広がる地形や豊かな自然とのつながりを感じる景観を形成するため、景観重要道路のうち、広域的につながる道路の整備にあたっては、以下の事項に配慮します。

- ○景域ごとの景観特性との調和に配慮した施設整備を行い、通りとしての連続した景観が見られる区間では、事業区域等や事業時期、事業主体等の違いに関わらず、境界部でのつながりに違和感のない仕様となるように努めます。
- ○広域を移動する際の車窓からの田園景観や自然景観への眺望景観に配慮するととも に、移動に伴い、連続して変化する景観(シークエンス景観)の形成に配慮します。

(4)景観重要河川

京築地域の山々から豊前海へと流れ出る河川は、多様な自然環境を育み、豊かな清流の景観を形成しています。そのため、『河川整備基本方針』や『河川整備計画』及び、以下の整備方針に基づき、良好な景観形成を図ります。

【整備方針】

周囲の自然環境やこれまで培われてきたいとなみとの調和を図りながら、豊かな自然環境の保全とともに良好な河川景観を形成するため、河川整備にあたっては以下の事項に配慮します。

- ○地域のなりわい景観を創り出してきた井堰等の構造物、樹木等については、治水利水 計画上支障のない範囲で保全・活用に努めます。
- ○地域に親しまれているホタルやオヤニラミなどの貴重な生物が生息する箇所につい ては、その生息環境の保全に努めます。
- 〇周辺の自然環境との調和に配慮した素材、意匠、形態となるように努めます。
- ○多くの人々が河川景観を眺め、親しむことができるよう、自然環境との調和に配慮し つつ、可能な限り親水性の高い空間整備に努めます。

(5) 災害復旧に備える配慮事項

大規模な災害後の復旧工事によって、道路景観、河川景観や森林・田園景観が大きく変化しないよう、緊急時あるいは応急復旧を除き、景観に配慮した対応が必要です。 そのため、日頃から地域住民が景観に関する情報を共有し、従前の景観情報を参考としながら、良好な景観形成を進めます。特に、住民および地域団体や関係機関が日頃から復旧時にも対応できる連絡体制を整えます。

また、従前の情報を活用できるよう、日頃から住民および地域団体や関係機関の連絡体制の整備に努めます。

3. 屋外広告物の景観誘導方針

屋外広告物は、場所やサービスなどの様々な情報を提供したり、企業や商品の広告媒体として消費行動を促進したりするなどの社会的経済的役割を担っているだけでなく、まちの活気や賑わいの創出にも大きく役立っています。同時に、屋外広告物は、自然の風景や都市の景観に大きな影響を与える重要な要素の一つでもあります。

市街地や幹線道路及び沿線、観光地等の人通りが多いところでは、特に多くの屋外広告物を目にしますが、近年、過剰な大きさや派手な色彩の屋外広告物が周辺のまちなみや景観に馴染まない状況が生じてきています。また、郊外の幹線道路沿いには、大型店舗や娯楽施設が立地し、それらによって創り出される景観は、全国どこに行っても同じようなまちなみとなりつつあります。このような状況が続くと、屋外広告物が無秩序に氾濫し、自然の風景や都市の景観が損なわれ、地域の特色の喪失につながるおそれがあります。

一方で、建築物との調和やまちなみとしての統一感に配慮した優れたデザインの屋外広告物についても増えつつあり、こうした取り組みを広げていくことが良好な景観形成には不可欠です。

そこで、これまでの景観形成の目標および基本方針に基づき、京築地域の個性や魅力の保全・創出を図るため、建築物等とあわせて、景観上重要な要素である屋外広告物についても、福岡県屋外広告物条例等でその表示及び設置に関し必要な事項を定め、良好な景観形成への誘導を行っていきます。

(1) 基本方針

地域の内外をつなぐ主要な道路や河川沿いなどを移動すると、山並みや田園、市街地の連続した景観をはじめ、歴史や文化に彩られた景観が数多く点在しています。

これらは、地域住民にとって身近で大切な風景であるとともに、訪れる人々にとっても京 築地域のイメージを与える重要な要素となっています。

これらの景観を阻害しないための、屋外広告物の表示又は設置に関する基本方針は、以下のとおりとします。

- ①主要な道路及び河川沿いから見通せる山並みや田園への眺望景観の保全に配慮する。
- ②歴史的まちなみや建造物、樹木などの重要な景観資源の周辺では、その景観資源 が醸し出す趣を損ねないよう表示又は設置位置に配慮する。
- ③非自家用広告物だけでなく、自家用広告物についても大きさ、高さ、色彩等に配 属する。
- ④山間部や谷あいでは、人工物が目立ちやすく自然景観を損ねるおそれが大きいため、広告物は最小限の大きさに留め、落ち着いた色彩となるよう配慮する。屋外広告物の夜間照明についても必要以上の明るさとならないよう配慮する。
- ⑤市街地や街なかでは、賑わいや潤いの創出とともに、まちなみや背景との調和を 図り、屋外広告物が過大・過剰とならないようにする。

(2) 景観誘導方針

上記の基本方針に基づき、屋外広告物の表示又は設置に関する景観誘導方針を次のとおり 定めます。許可に係る詳細な基準については、福岡県屋外広告物条例等において必要な制限 を定めるものとします。

- ①屋外広告物の形態及び意匠は、周辺環境や建築物等との調和を図るとともに、広告物の 面積、高さは必要最小限とする。
- ②屋外広告物の色彩の基調色については、周辺環境や建築物と類似、融和するものとする。
- ③主要な交差点などに案内表示を掲出する場合は、できるだけ共同化・集合化を図る。
- 4動光、点滅照明、その他これらに類似するものは設置しないよう努める。
- ⑤反射効果のあるもの、電光表示装置等を用いて映像を映し出すものについては、表示又 は設置しないよう努める。
- ⑥屋上広告物はスカイラインを乱さないよう表示する、又は設置しないよう努める。
- ⑦野立て看板が、田園地帯や山間部の自然景観を阻害しないようにする。
- ⑧まちなみの景観を引き立たせる質の高いデザインとするよう努める。

4. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

景観形成重点地区において良好な景観形成を図るため、屋外広告物の表示及び屋外広告物を 掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項を定めるものとし、その内容は次のとお りとします。

■対象区域の範囲(景観形成重点地区)



屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

- (1) 自己の用に供するもの以外は、掲出しないよう努める。
- (2) 広告物の形態、色彩等は、周辺環境の建築物等と調和するように努める。
- (3) 広告物の面積、高さは、北部九州の玄関口にふさわしく、必要最小限になるように努める。

○自己の用に供するものの基準

- a 1 敷地における表示面積の合計が 100 ㎡以下とする。
- b 彩度6を超える色彩を使用できる面積は、表示面積の1/3以下とする。 また、地色については周辺環境や建築物等と類似・融和するものとする。
- c 地上に設置する広告物等については、1敷地の概ね1辺当たり1物件とする。
- d 動光、点滅照明その他これらに類するものは、表示又は設置しないこと。
- e 蛍光色及び反射効果のあるものは、表示又は設置しないこと。
- f 電光表示装置等を用いて映像を映し出すものは、設置しないこと。
- g その他まちなみ景観を阻害すると考えられるものは、表示又は設置しないこと。
- h aからgまでに掲げるもののほか、次の表に掲げるもの。

区分	項目	基準
屋上広告物	表示又は設置	• 禁止
壁面広告物	表示面積(1面)	・表示する建築物の壁面の垂直投影面積の1/5以下かつ50 ㎡以下(表示面積の1/3を超えて彩度6を超える色彩を使用する場合は25 ㎡以下) ・建築物の壁面の彩度が6を超える部分については、広告物の面積として算入する(ただし垂直投影面積が500 ㎡を超えるものについては、垂直投影面の1/10以下とする) ・屋根のみの建築物において表示面積が5㎡以内のものについては上記のかぎりでない ※ 屋根のみ建築物とは、ガソリンスタンドのような建築物(キャノピー)をさす
地上に設置する広告物	高さ	•10m以下
等 	表示面積(1面)	 ・10 ㎡以下(表示面積の1/3を超えて彩度6を超える色彩を使用する場合は5㎡以下) ・高さ5m未満のものについては、表示面積を1面3㎡以下とする ・円柱の場合は、最大円周の1/3に高さを乗じて得られる面積を1面とみなし、2面あるものとする

5. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

京築地域には、山間部や丘陵部に点在する棚田や果樹園、平野部に広がる水田など、農業を基盤とするいとなみにより育まれた良好ななりわい景観が形成されています。

そうしたなりわい景観の保全・創出は、地域の特性に即した農業の振興施策及び農村景観を活かした観光・交流など地域活性化策とともに取り組む必要があります。

また山間部等での高齢化、過疎化及び後継者不足や、市街地周辺の郊外部における混住化、 土地利用の混在化といった地域社会の変化とともに、営農環境は厳しい状況下に置かれています。そのため、なりわいとともにある良好な景観を保全・形成していく上では、建物等の 外観だけではなく、なりわい環境の維持や集落の活力維持等の課題に取り組んでいくことが 求められています。

このような中、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、市町がこの京築広域 景観計画に基づいて、『景観農業振興地域整備計画』を策定する場合には、県は当該市町を支 援していきます。